

## 公益財団法人三鷹市スポーツと文化財団友の会会員規約

平成23年3月31日 規約第2号

平成28年4月1日 改 正

平成30年1月30日 改 正

令和6年6月4日 改 正

### (趣旨)

第1条 この規約は、公益財団法人三鷹市スポーツと文化財団（以下「財団」という。）が実施する音楽、演劇、落語、映画、美術、文芸等の芸術文化事業、スポーツ事業及び生涯学習事業を愛好し、参加する友の会「MARCL」の会員に関し必要な事項を定めるものとします。

全部改正[平成30年1月30日]

### (会員)

第2条 会員とは、この規約を承認の上、財団に友の会入会の申込みをされ、財団から入会が認められ、年会費の支払をされた方をいいます。

2 会員には会員証を発行します。

3 会員が会員資格を有する期間は、友の会入会の日から1年間を経過した日が属する月の末日までとします。第4条第4項の規定により友の会入会を継続したときも、同様とします。

一部改正[平成30年1月30日]

### (年会費)

第3条 友の会の年会費は、2,000円とします。

一部改正[平成30年1月30日]

### (支払)

第4条 年会費、チケット代金等の支払は全額一括払いとし、会員は、現金、郵便振込、郵便振替又は口座振替により支払うものとします。

2 年会費及びチケット代金を口座振替により支払うことを選択された会員（以下「口座会員」という。）は、入会時に指定金融機関の名称、口座番号等の必要事項を届け出るものとします。

3 前項の口座振替は、毎月10日に締め切り、26日（金融機関の休業日の場合は翌営業日）に指定金融機関の口座から行うものとします。

4 会員は、友の会入会を継続しようとするときは、会員資格を有する期間の最終月の末日までに次期の年会費を支払うものとします。この場合において、口座会員については、財団がお知らせする期限までに退会の申出がないときは、友の会入会を継続するものとみなし、引き続き口座振替により次期の年会費を支払うものとします。

- 5 会員がチケット販売インターネットサービスを利用する場合のチケット代金の支払方法、チケットの受取方法等のサービス内容はチケット販売インターネットサービス利用規約（平成23年規約第5号）によるものとします。

一部改正[平成30年1月30日]

（会員サービス）

第5条 会員には、入会した月から財団の情報誌を無料でお送りします。

- 2 会員は、財団が指定する事業のチケットを一般発売開始前に優先予約することができます。チケットの会員発売日については、財団が決定し、会員にお知らせします。
- 3 会員は、財団が指定する事業のチケットを1公演につき2枚まで大人一般料金の1割引（三鷹市美術ギャラリーの企画展のチケットは、ご入場1回につき2枚まで大人一般料金の2割引）で購入することができます。
- 4 会員には、チケット代金20円につき1ポイントが付与されます。ポイントは、1ポイント1円として換算され、次回から財団が指定する事業のチケット代金の割引として、50ポイント単位で利用することができます。
- 5 会員には、スポーツ教室体験チケットを年1回お送りします。

一部改正[平成30年1月30日・令和6年6月4日]

（チケットの取扱い）

第6条 口座会員がチケットの郵送を希望される場合は、会員の登録住所宛に無料でお送りします。

- 2 会員は、公演日までの期間が10日未満となつてから予約されたチケットについては、公演当日に公演会場の窓口で受け取ることができます。
- 3 会員がチケットを電話予約された場合において、現金との引換えによるチケットの受取を希望するときは、電話予約の日から2週間、三鷹市芸術文化センター、三鷹市公会堂又は三鷹市美術ギャラリーで受け取ることができます。
- 4 予約済みのチケットについては、予約の取消し及び予約内容の変更はできないものとします。
- 5 会員として購入した公演チケットをインターネット・オークション、対面販売その他の方法により営利を目的として転売したと認められるとき、又は転売を目的とする第三者にチケットを提供する行為をしたと認められるときは、実際に転売利益を獲得できたか否かに関わらず、転売されたチケットは無効とし、公演への入場及びチケット代金の返金はできないものとします。

追加[平成30年1月30日]、一部改正[令和6年6月4日]

（会員証の紛失又は盗難）

第7条 会員は、会員証を紛失し、又は盗難にあったときは、速やかに財団に届け出るものとします。

- 2 会員が紛失、盗難その他の事由により会員証を他人に利用され、会員又は財団に損害

が生じた場合は、会員がその損害賠償の責任を負うものとします。

一部改正[平成30年1月30日]

(届出事項の変更等)

第8条 会員は、住所、氏名、口座番号等の入会時に届け出た事項に変更があったときは、速やかに財団に変更事項を届け出るものとします。

2 前項の届出がなかったときは、会員は、財団からの通知等が遅れ、又は届かないことについて異議を申し立てることができないものとします。

一部改正[平成30年1月30日]

(退会)

第9条 会員が退会するときは、財団に届出を行い、債務を完了するとともに、会員証を返却するものとします。この場合において、退会が会員資格を有する期間の途中であっても、年会費は返還しないものとします。

一部改正[平成30年1月30日]

(会員資格の喪失)

第10条 会員が次のいずれかに該当する場合は、財団は、会員資格を取り消すことができます。

- (1) 虚偽の申告があったとき。
- (2) チケット代金の支払を怠ったとき。
- (3) 会員資格を有する期間を過ぎても継続手続がないとき。
- (4) 財団が定めた規約に違反したとき。
- (5) 会員として購入した公演チケットを、インターネット・オークション、対面販売その他の方法により営利を目的として転売したと認められるとき、又は転売を目的とする第三者にチケットを提供する行為をしたと認められるとき。
- (6) 財団から会員への連絡が取れなくなったとき。
- (7) その他財団の運営上支障があるとき。

一部改正[平成30年1月30日]

(規約の変更)

第11条 この規約を変更した場合は、財団は、会員に通知するものとします。

附 則 (平成23年3月31日)

この規約は、平成23年4月1日から施行します。

附 則 (平成28年4月1日)

この規約は、平成28年4月1日から施行します。

附 則 (平成30年1月30日)

この規約は、平成30年1月30日から施行します。

附 則 (令和6年6月4日)

この規約は、令和6年6月4日から施行します。